

都城島津家史料と都城の歴史

都城市教育委員会文化財課

山下真一

目次

はじめに

一 都城島津家史料の調査状況

二 都城の歴史と都城島津家史料

(一) 島津荘発祥の地と島津家発祥の地

(二) 島津氏と北郷(都城島津)氏

(三) 江戸時代の島津氏と北郷氏

(四) 幕末の島津久光と島津久静

おわりに―都城独自の世界―

はじめに

平成十六年十月、島津久厚氏より市に寄贈された都城島津家史料の調査整理事業が開始されたのが、平成十八年七月であった。それから、事業も三年目に突入し、新たな史料の発見もあり、ようやくその全容が明らかになりつつある。史料の内容が明らかになるにつれ、とりわけ、都城地域の歴史や文化を知ることや今後の個人的まちづくりにとって、都城島津家史料の重要性が増してきているように思える。

都城市では、今年になって「島津」に対する関心が市民の間でも急速に高まってきている。NHKで大河ドラマ「篤姫」が放送されたこと、また、都城島津邸を市が購入することになり、市議会でも熱く議論されたこともあって、さらに市民の関心を呼んだといえよう。そして、十一月には一ヶ月間、民間レベルで組織された実行委員会主催による「島津発祥まつり」が開催されたのである。こうした動向から「島津発祥の地・都城」の市内外における認知度は、急速に高まったといえるのではないだろうか。

本稿は、都城島津家史料の目録作成状況を紹介します。その上で今年、市内外で話題となった歴史的事項のうち都城に係るものについて、これまで刊行された『都城市史』の成果や、都城島津家史料などから判明したことを紹介するものである。なお、本稿は平成二十年九月二十日に、宮崎県立図書館で開催された宮崎県文化講座において、同題名でお話しさせていただいた内容について、その概要を加筆・修正してまとめたものであることを、あらかじめお断りしておきたい。

一 都城島津家史料の調査状況

まず、都城島津家史料の調査状況について紹介したい。これは正

式には事業名を「島津家伝来史料 史料調査」事業といい、事業期間は平成十八年度～平成二十一年度の四か年で、国・県の補助を受けながら行っている。事業を開始したのが平成十八年の七月であることから、実際には三年九ヶ月の事業期間となる。現在（平成二十年十二月末）で、古文書・古記録で七〇〇〇点を超え、御道具類もほぼ馬具類を残すのみでほぼ終了した。概算で約八割は終了したと見てよいだろう。本年度中にひととおり目録作成作業を終わらせ、来年度は補足調査と報告書の作成を行いたいと考えている。

都城島津氏は、南北朝時代から一貫して都城盆地の領主であったことから、同家伝来の史料でこの地域の歴史を丹念に追うことができる。つまり都城の歴史を研究する上での基幹史料といえるだろう。また、その数は一万点に及ぶものであり、中身も多様な史料群である。史料群は行政史料としての性格が強く、中でも訴訟史料などが数多く残されており、民衆の政治的動向を確認する上で貴重である。さらに『庄内地理志』などからは村の由緒、災害年代や被害状況、門割のあり方なども知ることができる。いわば、南九州地域の人々の歴史を研究する上でも不可欠な史料といえるだろう。

これまで調査した史料の内容をみると、まず、美術工芸品では、歴代の領主が着用したという具足（甲冑）が八領あり、銃砲類も二十挺を超えている。掛軸は歴代領主や夫人の肖像画などが二十七幅あり、女性の肖像画の多さが当史料群の特徴となっている。また、染織品も多数残され、中でも島津久静の陣羽織は注目されている。屏風については、高麗虎狩図屏風をはじめ、島津斉彬の巡見時に作成された麒麟・鳳凰図屏風など八双があり、このほかにも多くのものが残されている。調査にあたった柳川立花家の御花史料館学芸文化課長植野かおり氏によると、旧領主家の御道具としての伝来がわかる美術工芸品が、まとまって現在までそのお屋敷に収蔵されてきたことがたいへん貴重であるという。また、同時に古文書群も共に伝えられていることは、さらに幸運なことであり、ひとつひとつの

御道具類が、単なる美術品にとどまらず、その歴史的位置付けを失うことなく命脈をつないでできたもので、今後もできる限り、旧来からの保存管理のありかたを損なうことなく、本来あるべき場に保管され展示されてゆくべきと指摘されるのである。

次に古文書・古記録類についてみると、古くは、鎌倉時代後期～昭和期の史料が残されている。中には、後醍醐天皇綸旨・足利尊氏御教書・島津家久袖判御書付などがみられる。「三國筆苑」は、鎌倉時代～江戸時代における島津家臣直筆の文書や和歌等が一八九点収載されている。私が特に注目しているのは、「御文書令臨」である。これは都城島津家の北郷家時代からの重要な史料三三三三点を、江戸時代に書き写したものである。すでに『鹿兒島県史料』・『宮崎県史』で活字化されており利用はしやすく、すでに研究にも活用されている。その箱には「明治十年ノ兵火ニ古文書類悉ク焼失ス、



御文書令臨（「都城島津家史料」、都城市教育委員会蔵）

故ニ此謄本ハ御當家ノ重典ナリ、後年ニ至ルモ宜シク尊重スベシ 島津邸記録課 明治廿九年九月記焉」と記されており、「御文書令臨」に記された史料原本が、西南戦争の戦火で焼失してしまったこと、都城島津家において同家の重要史料として位置づけられていたことが判明する。実際、収録された史料は、戦国時代から江戸時代初期における北郷氏の島津氏や中央政権との関係を具体的に知ることのできるたいへん貴重なものである。

このほかにも「幕府巡見使御通筋之図」、国内に残る最古（一五〇〇年のもの）の「琉球国王宛朝鮮国王国書」、「庄内地理志」、「列朝制度」（鹿兒島藩の法令集）等が残っている。

史料の保存状況をみると、保存箱の番号からも島津家における史料の位置付けがうかがえる。まだ分析途中ではあるが、「梅一号箱」と「梅二号箱」は、回家にとって重要視された史料ではないだろうか。前者には、後醍醐天皇綸旨・足利尊氏御教書・島津家久袖判御書付など年代的に古い史料や本藩から発給された達書、さらに知行宛行状などが保存されている。後者には、特に近世の役所関係の史料が保存されている。こういった状況を考慮すると、史料全体の意味付けのためにも、史料保存のあり方に注目すべきであろう。そして、史料の保存状況も史料として把握・分析し、それを踏まえただで今後の都城島津家史料の保存と公開のあり方について考えていく必要があると考える。

地域に残る史料は地域の成り立ちを知る上での文化的財産であるといえる。したがって、今後も保存し、将来へ伝える責務が私たちにはあるといえるだろう。最近では、先の植野氏の指摘にもあるように、史料は伝来してきた場所に保存するという考え方が学界の潮流となっている。そして、地域の成り立ちを広く市民に知ってもらうために、史料の公開も公的機関にとっては責務であるといえるだろう。このことは、文化財が地域を知る上での貴重なものであるという考え方に加えて、公開し活用してもらうことで文化財の貴重さが広く発信され、その保存の必要性が認識されるという効果も期待できるからである。しかし、保存と活用は相反するものである。史料の劣化を抑えながら、活用していく方法を考へて行かなくてはならない。それは当然扱う者が最善の注意を払うことが最も大切なことではあるが、加えて環境の整備も必要であろう。史料は、温湿度などの保存環境の急激な変化が劣化の最大の原因となる。それは史料の移動や保存場所の換気、温湿度管理の不徹底によって引き起こさ